

平和文化研究 第42集 (2022年3月)

講演会 都市の記憶 XI

将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざして  
—被爆二世運動の意義と展望—

講演者：崎山昇

日時：2021年8月7日

会場：オンライン、総合資格学院長崎校

長崎総合科学大学

長崎平和文化研究所

## 講演会 都市の記憶 XI

### 将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざして —被爆二世運動の意義と展望—

講演者：崎山昇

#### 目次

開始の挨拶と講師紹介など .....	82
【お話】	
はじめに 講師・全国被爆二世協の紹介 .....	83
被爆者の分類・定義 .....	83
被爆者援護法をめぐる .....	84
私の両親のこと、そして被爆二世が置かれた状況 .....	85
全国被爆二世協の取り組み .....	87
被爆二世集団訴訟 .....	87
国連人権理事会での取り組み .....	90
核不拡散条約（NPT）再検討会議第2回準備委員会での取り組み .....	91
今後の取り組み .....	93
世界の核被害者との連帯、次世代への継承 .....	93
フクシマと被爆者・被爆二世が抱えている共通の課題 .....	95
最後に—ご理解とご支援、ご協力を .....	95
【質疑応答】	
被爆二世運動に関わるきっかけなど .....	96
核の被害者の連帯 .....	97
被爆二世問題と行政に関して .....	98
被爆の影響の有無をめぐる .....	99
健康記録簿の普及 .....	100
【附記】（木永 勝也） .....	101
【講演資料】 .....	103

本稿は、講演記録を原稿化したものであり、講演者に確認をいただいたほか、当日司会進行を務めた木永が点検・修正をほどこした。【 】や〈 〉で記載した見出し、脚注も同様である。

### 開始の挨拶と講師紹介など

木永勝也：みなさんこんにちは。新型コロナウイルスの感染爆発が心配される中、また暑い、熱中症アラートが出ている中、ご参加いただきありがとうございます。本日は、こちらの会場には画面に出ますが、全国被爆二世団体連絡協議会の会長である崎山昇さんに、「将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざして」という題で、「被爆二世運動の意義と展望」を語っていただきたいと思います。まず上菌所長より、講師の紹介も含めて、ご挨拶をお願いします。

上菌恒太郎：こんにちは。長崎平和文化研究所が行います、都市の記憶シリーズ第11回目になります。きょうは崎山昇さんに大いに語っていただきたいと思っています。この集まりを企画した意図は大きく二つあります。一つはオリンピックで浮かれている、コロナで気持ちが沈んでる、そういう中で、われわれがどうしても忘れてはならない、引き継いでいかなければならない事柄として、被爆という事実がある。今だからこそ、ちゃんと話し合おう、話を聞こうという気持ちで、この集まりを開催いたしました。

もう一つ、被爆二世の崎山さんをお願いしたのは、今後の被爆に関する運動の未来は、被爆二世の担う役割が大きいだろう、そう考えたときに被爆二世の皆さんが何を考え、どう動かれるかが、この長崎全体の被爆に関わる運動の軸になっていくだろうと思ったからです。被爆ということはどう伝え、どう運動として今後進めていくかを考えるために、被爆二世の皆さんのお考えを伺いたい、というつもりで今日の集まりを開きました。

今、被爆二世のと、申し上げてますが、これは別に広島、長崎の原爆で受けた各被害者の二世には止まらない。世界をみると、核実験場の風下の住民、アメリカ、そして南太平洋の島、そしてチェルノブイリもそうですし、中国、ソ連時代の核実験場、イギリスやフランスの核実験場というふうなところで被ばく者が出ている。そして放射線を浴びたその次の世代がどうなるのかという問題を考えようとする、被曝二世の存在がクローズアップされる。日本でも、3.11福島の原子力発電所の後がどうなるのか。今は3.11の直接の被害に焦点が当たっていますが、いずれその二世という話が出てくるということは十分予想できる。そういうなかで、一体、人類のあり方をどう考えどう構築していくのか、被爆二世の崎山さんのお話が、考えのいい軸を提供してくださるのではないかと考えます。

カネミ油症、水俣の場合もそうですし、イタイイタイ病とか世界各地の化学産業による被害も、直接被害を受けた方に止まらず、二世という問題が出てきている。そこまで考えを広げたときに、崎山さんのお話が広く生きてくるのではないかと、という期待も含めて、崎山さんにプレッシャーをかけるようで恐縮ですが、そういうつもりでわれわれとしては崎山さんのお話を伺っていきたく、と思います。皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。お話しが終わりましたら質疑応答も考えていますので、どうぞ質問いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

木永勝也：オンラインの皆さまには、崎山さんがご用意いただいた PowerPoint のファイルを画面で共有します。なお、事務局と発表者のほうで、今回の発表を録画、レコーディングさせていただきますので、あらかじめお断りさせていただきます。会場にご参加の皆さん、オンラインの皆さま、ご発言の際にはお名前をよろしくお願ひいたします。

## 【お話】

### はじめに 講師・全国被爆二世協の紹介

崎山昇：皆さん、こんにちは。今、上菌さんからご紹介いただきましたように、全国被爆二世団体連絡協議会で会長を仰せつかっています。2016年2月からですが、崎山昇（さきやま のぼる）と申します。今日はお話をさせていただく場を設けていただき、本当にありがたいと思っています。私たちが、どういった思いで、どういった活動をやっているのかということ、多くの皆さんに知っていただいた上で、私たちの活動に対するご支援やご協力をお願いしたいと思っていますので、ぜひ、そういったことも含めてお話をさせていただきたいと思います。（以下、着席して）

今日は「将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざして－被爆二世運動の意義と展望－」というテーマで、お話をさせていただきます。全国被爆二世団体連絡協議会という名前は、多分、初めて聞かれる方もいらっしゃるのではないかと思います。略称は全国被爆二世協といいます。目的ですが、原爆被爆者の体験を継承し、被爆者および被爆二世・三世の人権を確立し、生命と健康を守り、あわせて核被害をなくし、核廃絶と完全軍縮を実現する運動を行うことで、1988年12月21日に発足しています。既に30年以上、活動してきたわけですが、現在、19団体が参加しています。

被爆二世の組織が初めて誕生するのが1973年、広島です。その後、被爆二世の組織化が進んで、1982年に二世団体として初めて、被爆二世の統一要求書を日本政府に提出しています。そして、1988年に全国被爆二世団体連絡協議会が発足して、被爆二世問題の解決のために国の援護対策を求めて国との交渉、あるいは国会への働きかけを、現在に至るまで続けています。今言ったように1973年以降、二世の団体ができますが、その後、1985年が被爆40周年ということで、被爆者の皆さんが高齢化していく中、今後の運動を被爆二世が継承していこうと、1985年以降、また二世の組織化が進められていきます。

被爆二世というのは差別を受けるわけです。被爆者の皆さん方も差別を受けてきて、それを克服しながら被爆者に対する援護を勝ち取っていくわけです。被爆二世の場合も差別があります。しかし、援護が全くないわけです。そういう中で組織化をしていくのは、非常に困難な状況です。職域、特に労働組合の中に、最初は被爆二世の団体は作られていくわけです。私は県庁の職員で、1985年以降、被爆40周年以降、被爆者の方から被爆二世の会を作らないかという話があって、県庁の職員組合の中に被爆二世の会をつくります。それが、準備を多分、1987年ぐらいから始めて、1989年の8月に二世の会をつくることとなります。それ以来、ずっと被爆二世の運動をこれまで続けてきました。

### 被爆者の分類・定義

皆さんご存じのことですが、まず初めに被爆者の分類定義ということから入りたいと思います。被爆者援護法の1条で、被爆者というのは四つに分類定義されています。原爆が投下されたときに被爆地域内にあった者、直接被爆者、1号被爆者です。それから2週間以内に被爆地域内に入った入市被爆者、2号被爆者。そして、今日の話の中で問題になるのが3号被爆者。死体の処理や救護に当たった者などと



いわれますが、実際の法律上は、「原子爆弾が投下された際、又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」という定義です。それから4号被爆者は、胎内被爆者ということになります。

被爆者の皆さんは、国家補償に基づく被爆者援護法を求め続けてきましたし、今も求め続けています。被爆者は、①原爆症の根治療法を確立すること、②国の責任で医療と生活の保障をすること、③原爆で親や兄弟や子どもを亡くした人に原爆の被害者として国が補償すること、④国がああ戦争を反省し国の努力で原水爆のない世界を保証すること、この四つの要求を国家補償に基づく被爆者援護法によって実現しようと、決意されたわけです。しかしながら、今の被爆者援護法というのは、国家補償に基づく法とはなっていません。

被爆者援護法の立法趣旨は、どういった趣旨なのかということですが、1957年4月に原爆医療法が施行されます。1968年9月には原爆特別措置法が施行されますが、いわゆる原爆二法といわれています。韓国人被爆者の孫振斗（ソン・ジンドウ）さんが、密入国されて、被爆者健康手帳の交付を求めますが、それが認められなかった。それで裁判をやられたわけですが、1978年3月に、それを認める最高裁判決が出ます<sup>1</sup>。

この中で、原爆医療法については、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない、特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害がさかのぼれば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法はこのような特殊な戦争被害について、戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面を有するものであり、その点で実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。こういった最高裁判決が出されます。

## 被爆者援護法をめぐって

1995年の7月に被爆者援護法が施行されますが、被爆50周年です。2017年12月にも被爆者裁判で、最高裁が被爆者援護法に対して同じような趣旨の判断を示しています。従って、原爆医療法の立法趣旨というのは、被爆者援護法に受け継がれているということになるわけです。こうして孫振斗裁判の判決が出て、被爆者の皆さんは、国家補償に基づく被爆者援護法という要求を強めるわけです。それに対して日本政府は、当時の厚生大臣が有識者を集めて、原爆被爆者対策基本問題懇談会というのを作って、そこに答申を行わせます。1980年12月に基本懇答申というものが出されるわけですが、それまで原爆二法のことを、政府は特別の社会保障という言い方をしていたんです。この答申の中で、主な点ですが、次のようなことが答申されました。

国民が何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民が等しく受忍しなければならない。原爆被爆者の犠牲というのは、「特別の犠牲」であること

---

<sup>1</sup> 孫振斗裁判の経緯などについては、田村和之編『在外被爆者裁判』（信山社、2016年）を参照。孫振斗氏の密入国事情や支援運動に関する比較的近年の論考として、金鍾勳「韓国被爆者に対する市民団体の援護活動：孫振斗裁判と日本市民団体の結成」（『地球社会統合科学研究』（九州大学大学院地球社会統合科学府）11号、2019年）等がある。

を考えれば、広い意味における国家補償の見地に立って、被害の実態に即応する適切、妥当な措置対策を講じていくべきであると考え。ただ結果責任として戦争被害に相応する相当の補償を認めるべきだという趣旨であって、これが国の完全な賠償責任を認める趣旨ではないことを注意する必要がある。原爆被爆者に対する対策は、結局は国民の租税負担によってまかなわれることになるのであるが、国民的合意を得ることのできる公正妥当な範囲にとどまらなければならないであろう。

そして今、問題になっています長崎の「被爆体験者」訴訟や広島黒い雨訴訟ですが、被爆地域の是正は科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきであるということが答申されます。これが、今も日本政府が被爆者裁判で被爆者の側、原告の側に、訴えた側に科学的・合理的な根拠を求める、その根拠になっているわけです。そして最終的に、国としては、それ相応の配慮をしてきたとあってよいであろうと、原爆二法による施策を追認、容認するような答申をするわけです。

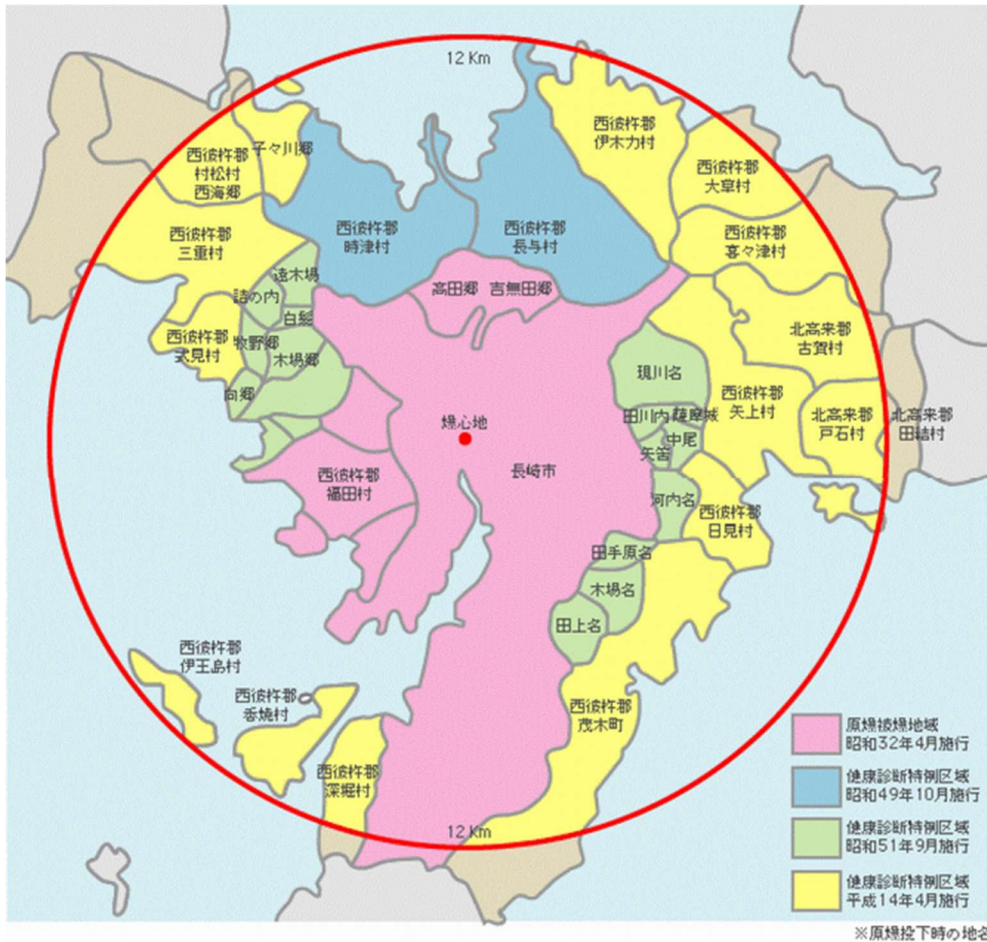
### 私の両親のこと、そして被爆二世が置かれた状況

さて、ここで、私の両親のこと、それから被爆二世が置かれた状況について話をしたいと思います。私の両親はともに長崎の被爆者です。父は1931年生まれで、13歳のときに爆心地から4キロメートル南、いまの海星高校で被爆しています。長崎市内で被爆した直接被爆者、1号被爆者ということになります。また、伯父を捜しに入市した入市被爆者、2号被爆者でもあります。ですから、被爆者健康手帳には、1号被爆者、2号被爆者と書かれています。長い間、椎間板ヘルニアや肺気腫に苦しみ、2000年7月に呼吸不全のため69歳で亡くなりました。私の母は1934年生まれで、10歳のときに7キロメートル離れた時津町で被爆しました。3号被爆者です。後ほど、また説明します。私の母は脳が真っ白で認知症に苦しんで、2016年8月に膵臓ガンで亡くなりました。81歳でした。

私たち被爆二世というのは、被爆者であるが故の親の苦しみを見てきたわけです。そして、自らが原爆放射線の遺伝的影響を否定できない、核、原爆の被害者であるということで、私たちが被爆二世問題といっている問題を抱えているわけです。一つは、健康に対する不安。親が原爆を受けた影響で、自分たちも例えばガンになったり、そういったことがあるのではないかと健康に対する不安を抱えていたり、実際にガンなどの健康被害に苦しんでいる、そういった被爆二世がいます。今も、私の周りにもいらっしゃいますが。母が膵臓ガンで亡くなったという話をしましたが、私も今、膵臓に嚢胞があって、これがガン化するのではないかと不安をもって、半年に1回のMRIの検査、そして2カ月に1回のガンのマーカーの血液検査は欠かせない状況になっています。

二つ目に被爆者の子どもという社会生活上の立場から、十分な教育を受けられなかった、あるいは経済的に困難な生活を強いられた、「病気と貧困の悪循環」の中で生きてきた被爆二世もいます。

三つ目に先ほど言いましたが、結婚差別や、なかには就職差別、二世だと分かって会社を辞めさせられた、そういった社会的偏見や差別に苦しんでいる被爆二世がいます。被爆者は被爆者援護法によって、1号被爆者から4号被爆者まで分類定義されていますが、被爆二世は援護法上の定義がないわけです。定義がないことが、法的援護がないことを示しています。



（長崎市 Web サイト 被爆地域図のページ より）

これは長崎の原爆被爆地図ですが、ご存じのとおり、このピンクのところは被爆地域です。ここ、私の父がこの爆心地から南、グラウンドで被爆しました。私の母は爆心地から7キロメートル、この崎野半島のところですが時津町で被爆しています。この青い部分、それから、この緑色の部分というのは健康診断特例区域というところ。ここに被爆当時住んでいた人たちは、みなし被爆者ということで、援護法による被爆者の皆さんと同様、健康診断を受けることができ、健康診断受診証というのが交付されます。健康診断を受けた結果、被爆者の皆さんが健康管理手当をもらえる対象疾患がありますが、その対象疾患にかかっていると分かれば、本人が申請したら被爆者健康手帳が交付されます。被爆者として認定されて、そして援護法の適用が受けられます。私の母はそういった形の3号被爆者です。

この黄色い部分、ここも健康診断特例区域ですが、ここはいわゆる「被爆体験者」の皆さんです。だから、援護法の適用は受けられないわけです。今、私たちも被爆者だということで裁判をたたかって、黒い雨の控訴審判決が出て、首相が同じような事情の下にあった者は救済する、という話になって、今、協議が行われたりしているところです。

被爆二世は、先ほど言ったように援護法上の定義はないわけです。1979年から、被爆二世の健康不安を解消するためにと、希望者に対して、被爆二世健康診断が実施されています。ただこの健診には、ガン検診が含まれていないんです、被爆者の健康診断と違って。この実施要領によれば、以下のように定義されています。①両親またはそのどちらかが原爆被爆者であること。②原爆被爆者が長崎被爆の場合

は1946年6月4日以降出生した者であること。広島被爆の場合、6月1日以降出生した者であること、ということになっています。

### 全国被爆二世協の取り組み

次に、私たち全国被爆二世協の取り組みですが、被爆二世は原爆放射線の遺伝的影響を否定できない、核（原爆）の被害者だと、被爆二世・三世を5号被爆者と位置付けて、国家補償を明記した被爆者援護法の適用を、今、求めています。先ほど言いましたように、1988年に結成して、30年以上にわたって国との交渉、国会への働きかけを行ってきているわけです。原爆被爆二世の援護を求める全国的な署名も取り組んで、2007年の2月ですが、37万を超える署名を政府に対して提出して、要求したりとか、あるいは国会内に被爆二世問題の議員懇談会を作ろうと、院内での学習会をやったりして、国会への働きかけを行ってきましたが、ご承知のとおり、いまだに実現していない状況です。

私たちも被爆70年を迎えるに当たって、今後の取り組みをどうやっていこうかと議論しました。このままでは恐らく国は何もしないだろうと、二つの新たな活動方針を決定をしたわけです。一つが被爆二世問題を国際社会、具体的には国連人権理事会で人権侵害として訴えて、日本政府に被爆二世の人権保障を求める取り組みを進めようということ。二つ目に、被爆者の皆さんに学んで、裁判を通して被爆二世に対する援護対策の実現を目指そうということ。この二つを決定したわけです。被爆70年以降、被爆二世自らが核被害者であることを自覚して、放射線の次世代への影響こそが、核による人権侵害の最たるものの一つであることを、自らの体験を踏まえて訴えていく、被爆者が高齢化していく中で、被爆二世が原水爆禁止運動の先頭に立って、将来世代を含む核被害者の人権確立と、原発を含む核廃絶を目指すことが被爆二世の使命であり責務であるという自覚をもって、今、取り組むに至っています。

先ほど言いましたように、国内的には原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟、被爆二世集団訴訟を通して、被爆二世が原爆の被害者、第五の被爆者、5号被爆者であることを認めさせて、被爆者援護法の適用を目指しています。国際的には国連で被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶を訴えて、その実現を目指している状況にあります。そのことが、私たちは再び被爆者をつくらないために、日本政府が核の傘から脱却し、核兵器禁止条約に署名批准すること、核廃絶へ向けて国際社会で先頭に立つことにつながり、脱原発へとエネルギー政策を転換させる力になると考えています。

### 被爆二世集団訴訟

次に、それぞれの取り組みについてお話していきたいと思います。まず、被爆二世集団訴訟についてですが、2017年の2月に広島、長崎で提訴しました。原告は、現在、広島28人、長崎26人です。全国被爆二世協の会員が被爆二世を代表して訴訟を起こし、この訴訟を通して問題の所在を社会的に明らかにし、すべての被爆二世を援護の対象とする、国による立法的措置の契機とすることを目的としています。後にまた述べたいと思いますが、このことがすべての核被害者の人権確立につながると思っています。これ<写真スライド：省略>は、広島、それから長崎、それぞれ地裁へ向かう原告団、弁護団ですが私が両方の原告団の原告団長を務めさせていただいています。

私たちがどういった主張をしているのかですが、私たちは次のように主張して、被爆二世が被った長期間にわたる多大な精神的損害に対して原告1人につき10万円の慰謝料を請求しています、と書いてありますが、10万円もらうことが目的ではないわけです。この裁判を通して、問題の所在を明らかにし、



そしてすべての被爆二世を援護の対象とする国の立法的措置につなげることを目的としています。

主張ですが、被爆二世が遺伝的影響を受けることは否定できない。被爆者に被爆二世を含めず、援護の対象としていない被爆者援護法は、被爆二世の生命や健康を脅かすものであるから、生命の自由および幸福追求に対する国民の権利を保障する憲法13条に違反する。被爆者援護法が、被爆者に対しては医療の面での援護を行い、各種手当を支給しながら、放射線の遺伝的影響が指摘される被爆二世に対しては、援護も手当も与えないとする区別に合理性は認められないから、平等権を保障する憲法14条に違反する、と主張しています。そして、訴えている相手は国会ですが、国会は被爆二世を適用対象外とする被爆者援護法を制定して違憲状態を作り出した以上、被爆者援護法を改正し、適用範囲を被爆二世へ拡大すべき立法義務を負っていたにもかかわらず、この義務を怠って被爆二世に適用範囲を拡大する法改正を行ってこなかった立法不作為が、国家賠償法の適用において違法である、と主張しています。

では、私たちがどういった立法的措置を求めているのかということです。①は、被爆者援護法の趣旨が、原爆の放射線による被害という特殊な戦争被害を被った人たちに対する援護にある以上、国会は、被爆二世を被爆者援護法に指定する援護の対象とすること。第五の被爆者、つまり5号被爆者として、被爆二世を被爆者援護法の対象と定めなければならないというのが、第1の主張です。仮に、この①の立法措置をとらなくても、国会は少なくとも次の内容の立法措置をとるべき義務を負っている。被爆二世を被爆者援護法に定める健康診断の対象者とし、その健康診断の結果、健康管理手当の支給対象とされている疾病に該当すると診断された場合は、申請により健康手帳を交付し、援護法に基づく援護措置をとるという立法措置が必要である。これは、先ほど説明した、私の母もそうですが、みなし被爆者と同じような立法的措置をと、②段階目で求めているわけです。

③番目が、仮に②の内容の立法措置が困難としても、最低限、以下の措置がとられなければならない。被爆二世にも被爆者援護法上の健康診断を実施することを定め、その結果、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として定められた疾病に罹患していると認定を受けた者は、いわゆる原爆症の認定を受けた者は援護法上の被爆者として被爆者健康手帳を交付し、援護法に基づく援護をとる立法措置である。これは2回、参議院を通った、被爆者等援護法の中に盛り込まれていた内容と同じ内容です。

これに対して、国側が何と云っているかというのを、書いてみました。国民の合意を得ることが可能な程度の科学的合理性が必要だ。これは基本懇答申に基づいた科学的・合理的根拠が必要だということです。それから二つ目が、その対策は国民の租税負担によってまかなわれるのであって、国の財政事情を無視することができない。だから、立法措置を講じるか否かの判断が、国会の裁量的判断に委ねられている。三つ目が、現在の科学的知見によっても、親の原子爆弾による放射線被曝により、その子どもの疾患や障害等に対して、遺伝的影響が生じることは認められていない。しかも、遺伝的影響があることの立証責任は原告、つまりわれわれの側にあるということを主張しています。

それに対して私たちの主張ですが、昨年（2020年）の7月に黒い雨訴訟の判決が出ました。原告完全勝訴ですが、この裁判では、3号被爆者の意義というのが非常に重要になっていて、この黒い雨訴訟の地裁判決では、「身体に原子爆弾の影響を受けるような事情の下にあった」とは、原爆の放射線により健康被害を生じる可能性がある事情の下にあったと解するのが相当であると判示しているので、その可能性があったということをわれわれとしては主張しています。

だから、今言った判示を踏まえて、先ほど言った①、②、③の三つの段階があるわけですが、その②の段階の中で、被爆者の人たちが健康診断特例措置によって援護法による援護がなされるのであれば、

少なくとも放射線被害の遺伝的影響の可能性のある被爆二世に対し、同様の措置をとるべきことは明白である、この点において、憲法 14 条違反の評価は免れないと主張しています。しかも、私たち全国被爆二世協の科学・医療アドバイザーを兵庫医科大学の振津かつみさん、遺伝学が専門です、にしていますが、彼女が意見書を裁判所に提出し、その意見書を踏まえて、放射線の被爆二世を含む、ヒトにおける遺伝的影響の可能性があることは明らかであると主張しています。

振津かつみさんは、「ヒトの生殖、発生と遺伝の基礎的な知見、及び動物実験とヒトの調査における放射線の遺伝的影響研究の結果、と現状を踏まえるなら、ヒトにおいて親の放射線被曝が生殖細胞を介して次世代の子どもの身体に影響を及ぼす可能性があることは明らかである。従って、被爆二世についても、親である被爆者の生殖細胞を介して原爆放射線の影響を身体に受けている可能性がある」という意見書を書いてくれています。結局、われわれは、「みなし被爆者の場合は援護をします。しかし、二世はしません。それは平等の原則に反するのではないか」という主張です。

では国がそれに対して何とやってきたかという点、「みなし被爆者と被爆二世との間に、事実上の差がある。国民の租税負担という限られた財源の中で行われる法律に基づく援護施策として、原爆投下当時、胎児として実在しておらず、直接被曝の可能性がないものよりも、原爆投下当時、被爆地域に隣接する地域に実在し、また、胎児として存在し、直接被曝した可能性が否定できない者について、より手厚い援護をすることが、何ら科学的理由のない不当な差別的な取り扱いであるとはいえない。原告ら（われわれ）の主張は、みなし被爆者と被爆二世の差異を考慮することなく、「原爆の放射線による人体への影響の可能性」という抽象的な文言により、両者の平等性を強調し、両者に同等の援護を与えるべきと主張するものであって、不当である」という主張をしています。

これからまだ、主張のやりとりも続きますが、長崎の裁判の状況でいうと、6月21日に原告4人の本人尋問が行われて、証拠調べがありました。そして7月13日と、黒い雨控訴審判決があった7月14日を挟んで、7月21日に国側から反論の準備書面が出されています。今の長崎地裁の裁判長の意向では、年内か年明けに、遺伝的影響の可能性があるかどうか、そこがポイントになってきますので、専門家の証人尋問をやって、その後、最終弁論ということになりますが、早ければ年度内に結審して、恐らく来年(2022年)の今ごろには判決が出ているだろうと思います。広島も全く同じように進んでいますので、そうなると、すべての被爆二世を援護の対象とする国の立法的措置を目指して、判決を踏まえて、政治的解決を目指す取り組みが必要になってきます。

われわれとしては、今年も総選挙、衆議院選挙がありますので、それが終わって体制がはっきりして以降、判決を踏まえた立法的措置に向けた、国会対策を行っていきたいと考えています。広島の黒い雨訴訟控訴審の判決を見ると、お手元の資料に入っていますが、争点の一つが、先ほど言った、3号被爆者についてです。今回の控訴審判決は、地裁判決よりも進んだ判決を出しています。「被爆者援護法が原爆の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が、他の健康被害と異なる特殊な被害であることに鑑みて制定されたものであることからすれば、被爆者援護法はこのような特殊な戦争被害について、戦争遂行主体であった国が自らの責任により、その救済を図る一面をも有するものであり、その点では、実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることを否定することはできない。」これは、これまでの最高裁判決を踏襲した上で、「原爆放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下にあった者」と解するのが相当であり、「可能性がある」という趣旨を、より明確にすれば、「原爆の放射能により健康被害

が生じることを否定することはできない事情の下に置かれていた者」と解され、それに該当すると認められるには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして、当該曝露態様が原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない者であったことを立証することで足りる。これは、われわれが主張していることでもあります。健康被害が生ずることを否定することができない者であったことを立証することで足りるということです。

もう一つ、今回の黒い雨訴訟で重要なのは、内部被曝を影響として認めているということです。黒い雨に打たれた者は無論のこと、たとえ、黒い雨に打たれていなくても、放射性微粒子等を体内に取り込むことで内部被曝による健康被害を受ける可能性がある者であったこと（しかも、被曝線量を推定することは非常に困難である、だから、被曝線量の推定は必要ない）、すなわち、原爆の放射能により健康被害を生ずることを否定することができない者であったことが認められるとして、原告らが3号被爆者に該当することを認定したわけです。今回の判決は、先ほどから説明した、基本懇答申に基づく科学的・合理的な根拠の壁を完全に乗り越えて、特殊の戦争被害者である被爆者を広く救済しようとする、被爆者援護法の本来の立法趣旨に立った判決だと、私は思っています。

先ほど言いましたが、私は被爆二世集団訴訟が、すべての核被害者の人権確立につながるという話をしました。広島の高松裁判が確定したわけですが、われわれの裁判が遺伝的影響を否定できない、だから、立法的救済をする必要があるという判断が出るかどうか、裁判官独立の世界ですから、どういった判決が出るか分からないわけですが、仮に立法的な措置につなげることができるような判決が出されるならば、基本懇答申の科学的・合理的な根拠の壁を乗り越えることになって、広く原爆被爆者の皆さんの救済につながることはもちろん、もう一つ、原発の被害者の救済へもつながると考えていますし、つなげていかなければならないと思っています。

それから二つ目に、私たち、韓国の被爆二世の会の皆さんとも、この間、交流を重ねてきましたが、韓国や朝鮮の被爆二世など在外被爆二世の援護につながると、また、つなげていかなければならないと思っています。これまで、在外被爆者の皆さんのたたかいによって、被爆者はどこにいても被爆者だということ、援護法の適用を勝ち取ってきていますので、在外被爆二世の援護にもつながると考えています。

また、三つ目に、後ほどもう少し話しますが、核兵器禁止条約が発効して、今のところ来年の1月に、第1回締約国会議が開催されることになっています。条約の中に「被害者に対する援助」というのが盛り込まれていますが、この「被害者」に、被爆二世など核兵器被害者の次世代を加えることに、つながっていくと思っていますし、私たちとしてはそれを求めていきたいと考えています。

四つ目が、当然、核兵器だけではなくて、原発を含む核被害者の将来世代の人権確立につなげていきたいと、つながっていくものと思います。

### 国連人権理事会での取り組み

次に国連人権理事会での取り組みです。2017年の11月に国連人権理事会で普遍的定期審査（UPR）第28会期の作業部会が行われて、この普遍的定期審査というのは、参加国の人権状況を定期的に審査するものですが、2017年11月に日本政府の人権状況を審査する作業部会が開かれました。この中で、各国政府から日本政府に対して、被爆二世の人権を保障するような勧告を行ってもらい取り組みを進めました。

具体的には被爆者援護法の適用、これを各国政府から勧告してもらい取り組みを行っています。

10月には国連欧州本部訪問団を派遣して、ジュネーブで各国政府代表部へのロビー活動を行ったりして、その成果もあって、日本政府の審査において、コスタリカとメキシコは、勧告の一つとして被爆二世の問題に言及し、最終報告でも採択されました。日本政府は2018年3月1日に、2月から3月にかけて開催された第37回国連人権理事会へ、この勧告については受け入れないとの報告を行ったわけですが、国連人権理事会で被爆二世問題が議論されたことは初めてのことであり、私たちとしては画期的なことだったと思っています。

これ<写真スライド：省略>は国連欧州本部に行ったときの写真ですが、国連、当時、国連人権理事会が開かれていた欧州本部の建物です。各国政府代表部にロビー活動を行ったわけですが、これ<写真スライド：省略>はメキシコ政府の代表部で、人権問題担当の方と話をさせていただきましたし、彼女<写真スライド：省略>は、コスタリカ政府代表部の人権問題担当の書記官ですが、面会させていただきました。結局、先ほど言いましたように、コスタリカ政府は、「特に健康問題において、被爆二世に対する被爆者援護法の適用拡大を検討すること」と、日本政府に対して勧告を行ったわけですが、メキシコ政府は、「福島原発事故の被災者および何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること」という勧告を日本政府に対して行いました。福島原発の問題と併せて、私たちの問題も勧告を行っていただいたわけです。

これが2018年3月1日に、日本政府が出した、「UPR 日本政府審査・勧告に対する我が国対応」<sup>2</sup>ですが、コスタリカの勧告については「受け入れない。被爆二世については、現在までのところ、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見が得られていないため、被爆二世に対する原子爆弾被爆者援護法の適用拡大を検討することは考えていない、メキシコの勧告に対してはフォローアップすることは同意する。」福島原発の問題についてはフォローアップしていくが、「原子爆弾の被爆二世については、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見が得られていないため、被爆者と同様の支援を検討することは考えていない」との報告を行っています。

### 核不拡散条約（NPT）再検討会議第2回準備委員会での取り組み

それから次が、核不拡散条約（NPT）再検討会議第2回準備委員会の取り組みです。2017年10月に国連欧州本部に訪問団を派遣したときに、NGOの皆さんたちと意見交換したんですが、そのときにあるNGOの方が、来年NPT再検討会議の準備委員会がジュネーブで開催される、それに来るかといわれたわけです。人権問題や軍縮問題について発言ができるし、サイドイベントを開いて一世、二世の問題についても発言ができる、二世問題だけでも重要なので、直接コンタクトを取って開催することも可能だという誘いがあったわけです。「持ち帰って検討する」と回答しましたが、検討して結果的に行くことにしたんです。国連人権理事会に行くときまでは、私たちは被爆二世の人権保障について、各国政府から日本政府に勧告をしてもらおうと思って行ったんですが、NGOのスタッフの方からの誘いを受けて、われわれの中でもいろいろ検討して、NPT再検討会議の中で被爆二世の人権保障と併せて、核廃絶を訴えるというよ

<sup>2</sup> 文章については、外務省のWebサイトページ、「UPR（普遍的・定期的レビュー）の概要」[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\\_r/upr\\_gai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html) に、「第3回政府報告審査（2017年11月）」に「UPR第3回日本政府審査・勧告に対する我が国対応」として英文、仮訳がある。161.143がコスタリカ、161.217がメキシコへの回答である。メキシコへの回答全文は、後掲の講演資料の「9国連人権理事会での取り組み」にある。



うに一步進んでいくわけです。

もう一つ、話をしておきたいのは、国連人権理事会に行く前の段階があって、国連人権理事会の中で被爆二世問題というのが課題になるのかどうかということも、私たちは分からなかったんです。それで、2017年に国連人権理事会に対する取り組みを行う前に、2015年6月から7月にかけて、国連欧州本部へ国連人権理事会訪問団を派遣して、NGOの方と意見交換したんです。そのときにスタッフの方の1人が、核兵器禁止条約ができる前の段階で、核兵器の人道上の影響に関する国際会議が3回開かれたわけですが、メキシコで開催されたときに、その方が行かれていて、長崎から来た被爆二世や三世と会って話を聞いたそうです。「そのとき初めて被爆二世・三世の間接的被害に気づかされた。被爆二世・三世の問題には関心を持っている」と言っていたいて、「この問題はぜひ、国連人権理事会でやるべきことだ」と言っていたわけなんです。それが私たちの、この国連人権理事会に対する取り組みにつながり、さらに先ほど言ったように、NPT再検討会議に誘われて、そこで人権保障だけではなく、それと併せて核廃絶を訴えることに一步進んでいくわけです。

そして、2018年4月23日から5月4日にかけて、ジュネーブ国連欧州本部で開催された、NPT再検討会議第2回準備委員会に初めて代表団を派遣したわけです。このときに国連軍縮事務所に私たちのこれまでの活動について提出して、初めて全国被爆二世協として、この準備委員会への参加の承諾を得て、これが国連関係の核軍縮の活動の第一歩になったわけです。「ヒロシマ・ナガサキの被爆二世の訴え：核軍縮を推し進め、将来世代を含む核被害者の人権を護るために」というテーマで、サイドイベントも開催しました。そして、被爆二世の人権保障と併せて核廃絶を訴えてきたわけです。その他、準備委員会の傍聴とか、NGOが開催するサイドイベントへの参加とか、NGOとの交流、意見交換、各国政府代表部との面会、国連人権高等弁務官事務所訪問などの活動を行ったわけです。このとき、法律家や医者などによって、「核兵器と人権保障と将来世代」というサイドイベントが開催され、参加したんですが、核兵器による遺伝的影響から将来世代の人権を守るためにどうするかという、新しい議論が既に始まっていたわけです。

これ<写真スライド：省略>は、準備委員会参加の通行証です。これは全国被爆二世協の英語名（Japanese Liaison Council of Second-Generation Atomic Bomb Survivors）ですが、初めて全国被爆二世協として、このような国際会議に参加しました。国連欧州本部に行ったのは、この4名<写真スライド：省略>と振津かつみさん、先ほど言いました科学・医療アドバイザーです。これ<写真スライド：省略>が、「核兵器と人権保障と将来世代」というサイドイベントが開催されていました。これ<写真スライド：省略>が、私たちが開催したサイドイベントです。このときに各国政府代表部の方とも意見交換したんですが、核兵器禁止条約交渉会議の議長を務められた、コスタリカ軍縮大使のエレイン・ホワイトさんともお会いしました<写真スライド：省略>。これ<写真スライド：省略>は、準備委員会を傍聴しているところです。

核兵器禁止条約ですが、前文に、「核兵器の壊滅的な帰結は、現在と将来の世代の健康に重大な影響を与えること、・・・を認識し、・・・核兵器が現在および将来世代にもたらす危険および帰結についての意識を高めることの重要性を認識し、・・・次のとおり協定した」と書いています。そして「将来の世代の健康に重大な影響を与えること、・・・を認識し」と、将来世代の問題への言及がありますし、第6条には、「被害者に対する援助」も盛り込まれています。

## 今後の取り組み

今後の取り組みですが、国内的には引き続き、被爆二世集団訴訟に取り組むことになります。ただ、先ほど言いましたように、あと 1 年以内には恐らく判決が出ますので、判決を踏まえて、すべての被爆二世を援護の対象とする立法的措置につながるような国会対策が今後必要になってくると思っています。それから、国際社会、国連における取り組みについては、一つは国連人権理事会で NGO として発言ができるように、今、経済社会理事会の国連協議資格の取得を目指しています。一応、すべて提出すべき書類は提出して、現在審査中という状況になっています。

それから、特別報告者を招聘して、実態について調査をしてもらって、日本政府に勧告を行ってもらい取り組みや、あるいは、社会権規約に関する委員会でも取り上げてもらう取り組みも検討しています。UPR は各国政府ですが、社会権規約に関する委員会は、専門家による委員会です。そして、次の UPR が 2023 年の 1 月ですので、それに向けた取り組みも検討している状況です。

それから三つ目が、NPT 再検討会議への代表団派遣です。2020 年の NPT 再検討会議へ代表団を派遣して、NGO 意見表明セッションにおける被爆二世としての初めての発言ができないか、調整を行っていたところでした。それから、サイドイベントの開催の準備をしていましたし、世界会議での分科会の開催なども計画していたんですが、会議が延期になったために代表団派遣も延期しました。2022NPT 再検討会議が来年 1 月 4 日から 28 日で日程調整がされている、10 月に確定するとのことですので、引き続き代表団派遣について模索するとともに、NGO との交流を通して信頼関係を築き、今後の国際社会での活動の足がかりをつくっていきたいと思っています。

四つ目が、核兵器禁止条約発効に伴って、日本政府が条約を批准し、国際社会において、核廃絶の先頭に立つことを目指していくのは当然ですが、一方で、先ほど話した、援助の対象となる「被害者」に、私たちとしては当事者として、被爆二世や将来世代を含めることを求めていきたいと思っています。今のところ締約国会議が 1 月 12 日から 14 日に開催されるということですが NPT 再検討会議と重なることになります。そうすると、再び延期になるかとは思いますが締約国会議に向けた取り組みも、今後検討していきたいと思っています。

これ<写真スライド：省略>は、RECNA の中村桂子さんからお話をさせていただいたときの資料ですけれども、NPT 再検討会議が 4 週間開かれる、その 1 週目に NGO 意見表明セッションが行われるということで、ここで被爆二世としての初めての発言を目指していましたし、今後また目指していきたいと考えています。

## 世界の核被害者との連帯、次世代への継承

次に、世界の核被害者との連帯、次の世代へ向けて、ということです。2018 年 8 月にチェルノブイリ原発事故の被災者、ベラルーシの移住者の会代表のジャンナ・フィロメンコさんという方と長崎でお会いしました。彼女は、どうして被爆二世と交流をしたいと申し出たかという、彼女はチェルノブイリ原発事故の直接の被曝者です。ところが自分たちの家族の中には、われわれのような二世がいるわけです。だから、その二世のことが心配で、短時間だったんですが、お会いする機会があってお話しました。私もできれば彼女に再会したいと申し上げていたんですが、まだ実現はしてないんです。

それから、2019 年 8 月には、先ほど話があったマーシャル諸島の核被害者の三世の方とお会いしまし

た。彼女たちとは直接健康の問題については話をしてないんですが、祖父、祖母の世代が核実験の被害に遭って、その三世なので、実際に具体的な活動は三世の方がされているということで、お会いして意見交換など行ってきました。

世界には多くのヒバクシャが存在しています。特に、日本は福島原発事故を経験して、あらためて核と人類は共存できないことを実感させられました。国連での取り組みや集団訴訟は、決して私たち被爆二世の問題だけではなく、福島の被害者やチェルノブイリの被害者、そして世界の核被害者の次の世代の問題解決につながると思っていますし、再びヒバクシャをつくらないために、原発を含む核廃絶につながるものと確信しています。世界の核被害者と連帯して、今後は取り組んでいきたいと考えています。

もう一つ、被爆二世の最高齢が75歳になりますので、かなり高齢化をしてくれています。若い次の世代へ運動が継承できるように、頑張りたいと書いていますが、この若い次の世代というのは二つあって、一つは、被爆二世の中で若い世代への継承、もう一つは被爆三世への継承ということがありますが、そういったことも考えていきたいと思っています。

あと、国際的な連帯のためにと、いろいろ書いたんですが、国際的に連帯していくためには、日本の過去の戦争における植民地支配と侵略戦争に対する歴史認識と過去の精算が不可欠だと思っています。日本は過去の戦争で加害者であった、侵略戦争をしなければ、原爆投下はなかったと書いていますが、今の若い人たちは、日本は過去の戦争で被害者だったという認識を持っている、加害者だったという認識は全然なくて。

私は、長崎の岡まさはる記念長崎平和資料館で理事長を務めてるんですが、私たちの資料館に来て、過去の日本がどういった加害行為をしたかという展示を見ると、驚かれるわけです。しかし、本当のことを知って、韓国や中国、アジアの人たちと仲良くしたいし、平和をつくっていききたい、という感想を書かれるわけです。

だから、一つは、日本が過去の戦争で加害者だったという歴史認識をきちっと持つということです。日本の中では被害者だったで通用するかもしれない、私は通用させてはいけないと思うんですが、国際社会では絶対に通用しない。国際社会の皆さんは、日本が過去にどういったことをしてきたかを知っているから、そのことをきちっと知った上でないと、友好・信頼の関係はできないし、本当の意味での国際的な連帯はつくれないと私は思っています。侵略戦争をしなければ、原爆投下はなかった。まさに、そのとおりだと私は思うし、アジアの中には日本の支配から原爆投下によって解放されたと思っている人がいらっしゃるわけです。そのことが非常に重要だと思います。

韓国・朝鮮人被爆者と日本人被爆者の質的違い、ということを書きましたが、韓国・朝鮮人被爆者は植民地にされて、そして日本に来ざるを得なかった、あるいは連れてこられて過酷な労働をさせられた上に原爆被爆にも遭ってるわけです。本来であれば、そういった人たちこそ、先に救済するべきだと私は思います。ただ、二世の援護を考えたときに、そういう状況にはない。私としては日本の被爆二世の援護を実現した上で、それを、韓国や朝鮮の被爆二世の援護につなげていきたいと思っています。それから、北東アジア非核地帯構想もよくいわれますが、これを実現するためにも、過去の歴史認識と過去の精算の問題、そして、それを踏まえて信頼関係をつくるのが非常に重要だと思っています。

## フクシマと被爆者・被爆二世が抱えている共通の課題

それともう一つ、核兵器廃絶ということがよくいわれますが、では核兵器がなくなれば平和になるのか、戦争がなくなるのかという問いがあります。原爆は戦争で使われたわけですから、私たちは核兵器だけではなくて、原爆が使用された戦争そのものに反対するということが必要だと思っています。それと、二つ目に原爆被害の教訓とは何かと考えたときに、「核と人類は共存できない」ということだと思えます。それは、放射線の人体への影響だと思えます。広島、長崎の被爆者の皆さん、苦しんで亡くなっていかれたわけですが、その結果を基にした調査結果で、どんなに低線量であっても、線量に応じた健康に対するリスクがあることが明らかになっていますし、原爆放射線の遺伝的影響についても否定できない、可能性があるということですから、私たちは核兵器だけではなくて、「核の平和利用」、原発なども含めて再びヒバクシャをつくらないために核廃絶を目指していく必要があると思えます。3月に日本政府が福島原発で生じているトリチウムの汚染水を海洋放出する方針を決定しましたが、われわれ全国被爆二世協としても海洋放出しないようにと政府に対して要請も行ってきました。この問題も福島と連帯して取り組んでいきたいと考えているところです。

私たちは、2014年1月18日から19日にかけて、福島原発事故被曝実情調査団を福島に派遣しました。2011年3月11日に原発事故が起きたわけですが、その翌年の2月の総会で、福島との連帯を全国被爆二世協としても活動方針の一つとして掲げて、こういった調査団<写真スライド：省略>を派遣したり、あるいは2018年3月に福島訪問団<写真スライド：省略>を派遣し、「原発のない福島を！県民大集会」に参加したりしてきました。

この前も福島に行って話をさせていただいたんですが、福島と被爆者、被爆二世が抱えている共通の課題は何かということです。被爆者、被爆二世は、国が起こした過去の戦争の結果、存在しているわけですが、被爆者は、今も、国家補償に基づく被爆者援護法を求め続けているわけです。私たち全国被爆二世協も、国家補償と被爆二世への適用を明記した被爆者援護法の改正を求めています。福島原発事故も国策に基づく原子力政策の結果、事故が起き、被曝者を生み出したわけですから、事故は国の責任であり、国は被爆者援護法に準じた法整備を行い、すべての被曝者、これは原発労働者も含みますが、すべての被曝者に、被爆者同様に健康手帳を発行し、生涯にわたって健康と生活の補償を行うべきであり、国家補償に基づく全般的な原発被災者の支援に進むべきだと、考えています。

## 最後に—ご理解とご支援、ご協力を

時間がなくなってきましたが、これ<写真スライド：省略>が『第五の被爆者』（2008年）、『第五の被爆者2』（2019年）で、全国被爆二世団体連絡協議会の活動を書いた本です。『長崎の被爆二世』（2017年）は長崎県被爆二世の会で発行した本で、被爆二世の体験や思いなども書かれていますし、長崎県被爆二世の会の取り組みなどについても記載されています。私の父、母の被曝体験などもこの（『長崎の被爆二世』）中に収めています。今日話した内容や、活動のもう少し詳しいことも書いていますので、機会があれば、ぜひ、読んでいただければと思います。

最後になりますが、私たち全国被爆二世協の活動に、ぜひ、ご理解とご支援をお願いします。ホームページのアドレスも書いていますが、こちらの方で、活動の詳しい内容についてはご覧いただけるようにしていますので、ぜひ、皆さんへ、私たちの活動へのご支援とご協力をお願いさせていただきたいと思えます。今日は長い時間、ご清聴ありがとうございました。



【質疑応答】

木永勝也：ありがとうございました。ちょっと休憩をして、それからディスカッションにさせていただきたいと思います。休憩に入る前に崎山さんのお話で事実関係や語句などで確認しておきたいことがありましたら、それをお伺いしておきたいと思います。特にないでしょうか。それでは、10分ほど休憩に入ります。

<休憩>

木永勝也：時間になりましたので、残りの時間でディスカッションをさせていただきたいと思います。会場の皆さまが話をされる際には、マイクを持っていきますので、ご協力お願いします。オンラインの方はチャットでも挙手でも結構ですので、お願いいたします。

**被爆二世運動に関わるきっかけなど**

オンラインの方から、質問をいただきました。スクリーン画面に出していますが、「ご講演ありがとうございました。崎山さんに、こうした運動に関わられたきっかけの部分について、県庁や職場のお話をもう少し詳しくお伺い、詳しくお聞きしてみたいです」という質問がありましたので、まずはこの辺りから。よろしくお願いします。

崎山昇：先ほどの最初のところで話をしたんですが、私が、職場である長崎県庁の職員組合の中に被爆二世連絡協議会という会をつくったのは1989年の8月です。恐らく、その2年ぐらい前から準備は進めていたと思います。1985年というのが被爆40周年で、職場の中で、被爆者の皆さんが高齢化して、今後の運動を被爆二世が引き継いでいくために二世の組織化をしていこうという動きが1985年以降あって、当時の県庁の職員組合の被爆者の会、被爆者連絡協議会の会長から被爆二世4人が呼ばれて、被爆二世の会をつくらないかという話があって、それで2年ぐらいの準備期間を経て、二世の会をつくったんです。

私は父、母が被爆者というのは早い段階から知っていたのと、これが原爆のせいかどうか分からないんですが、父が、先ほど話したように椎間板ヘルニアで2回手術を受けることになったんですが、私も、中学生ぐらいだったかと思うんですが、そのころから腰が悪くて、それが、親が被爆した影響ではないかとひどく思っていた。ただ最近分かったのは、それが椎間板ヘルニアではなくて脊柱管狭窄症なんです。ただ当時はそう思っていて、親が被爆者であるということから、健康に対する不安を持っていました。

それと平和に対する思いというのは、非常にあったと思うんですが、例えば大学に進学して友人たちと話をするとき、自分たちが学んだ知識や技術を戦争のためには絶対使ってはいけないという話をしていました。それから、県庁に就職するわけですが職員組合の中では青年部の活動をするわけですが、青年部の活動の中で中心的な課題が反戦、平和の活動だったので、それは親が被爆者だったということが影響していると思います。

この1987年から1989年の間に、全国被爆二世団体連絡協議会が1988年12月にできます。それ以降だと思うんですが、厚生省交渉にも参加してるんですが、そのときに私たちの健康不安に対して全く、

当時の厚生省が耳を傾けない。その姿勢に対して非常に怒りをもって、そのエネルギーというか、それが今も運動を続けている原動力の一つになっていると思います。

### 核の被害者の連帯

木永勝也：よろしいでしょうか。会場の皆さん、オンラインの方々も、質問やご意見、ご感想でも何でもどうぞ。

関口達夫：関口と申しますが、よろしいでしょうか。

木永勝也：どうぞ。

関口達夫：私は30年ぐらい被爆者取材をしてきましたが、その中で、アメリカのネバダの核実験場周辺の核実験被害者、それからアメリカのハンフォードの、長崎に投下されたプルトニウム原爆の材料を製造する工場の周辺で、ガンや白血病が多発しているということで取材したことがあります。あるいはビキニの被爆者、核実験被害者、それからチェルノブイリの被災者、被災した子どもたちなども取材しましたので、遺伝的な影響があるだろうということは、もう十分に考えられるところです。政府は遺伝的な影響を否定していますが、日本の学術調査団が戦後間もなく長崎、広島で調査をしたとき、植物にも奇形が発生していることは映像で残っていますし、番組にもなっています。崎山さんたちと話していると、動物実験でも遺伝的な影響があることは、振津（かつみ）さん辺りの調査でも分かっている。

それからもう一つ、被爆者の取材のなかで、その子どもさんに奇形の子どもの生まれ亡くなったという話を何例も取材しましたので、私は、遺伝的影響はあるだろうとみています。そして崎山さんのお話で明らかになったのは、この被爆二世の問題がそういう世界の核兵器、原発の被害者に、共通の問題につながっていくという非常に重大なテーマであるということです。そういう意味で、この運動を国連、あるいはNPT含めて、そういう視野でグローバルな運動を展開していることに敬意を表したいと思います。これ私の意見です。今後も頑張っていたきたいと思います。それで、1980年代からそういう世界の核被害者が集まって、悩みだとかを話し合う核被害者の会議、国際会議が開かれていて、広島ではそれが続いていると聞いたんです。その辺について、何か情報はお持ちではないでしょうか。

崎山昇：私たちの活動について、非常に評価をしていただいております。広島の方で世界の核被害者の会議が開かれていることについては、すみません、私も詳しい情報を持ち得ていませんので、逆に、もし、今日参加されているの方々の中で、そういった情報についてお持ちの方がいらっしゃれば、ぜひ、情報提供していただければと思います<sup>3</sup>。

関口達夫：世界の核被害者とつながっていく一つの、この広島がそういう団体とコンタクトを持っているということであれば、そこからまた新たな連帯が生まれてくるのではないかなと思いますので。私も、ちょっと広島の知り合いに情報を問い合わせたいと思います。非常にグローバルな、非常に意義の深いお話だったと思います。お疲れさまでした。

崎山昇：どうもありがとうございます。関口さん、情報があれば、ぜひ、提供していただきたいと思います。

関口達夫：分かりました。

---

<sup>3</sup> 2021年12月には、ピースボート、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）が、「世界核被害者フォーラム2021」をオンラインで開催している。<https://nuclearsurvivors.org/jp/>

崎山昇：あと1年後に私たちがたたかっている二世集団訴訟の判決が出ることになりましたら、それをテコにして、なんとかすべての被爆二世を援護の対象とした立法的措置につなげる、そして、それを世界に広げていく取り組みを進めていきたいと思います。

関口達夫：頑張ってください。

### 被爆二世問題と行政に関して

木永勝也：次に、チャットでお寄せいただいた、コンペルさん（コンペル・ラドミール）からの質問です。会場の皆さんに分かるように読みますね。「新型コロナの問題でも見えるように、自治体の行政と中央政府の行政の間には多くの齟齬があり、このような亀裂は長崎市の行政の中にまで浸透していると思います。被爆問題および被爆二世の問題に関して、行政の中における齟齬について、少しお話しいただけませんでしょうか」ということです。市と国、県の違いとか、あればお願いします。

崎山昇：長崎市や長崎県に対しては、長崎県被爆二世の会と、それから長崎県被爆者手帳友の会と長崎被爆二世の会、3者で毎年、「被爆二世・三世に関する申し入れ」を行っています。一つは、国家補償と被爆二世の適用を明記した被爆者援護法の改正を国に対して働きかけること、つまり、国に対して私たちの要求を受けて要望するというのが一つです。もう一つは、長崎市、長崎県独自に二世に対する対策を行うことを要望しています。今の段階では1979年から始まった被爆二世健康診断、ガン検診がありませんが、これしか国の施策はありませんので、例えば、医療の措置とか、それから二世・三世の実態調査とか、それから、今は被爆三世は希望しても健康診断を受けられませんから、三世への健診とか、そういったことなどを市、県に要望しています。後者の方は、被爆二世・三世の対策は国が国の責任でやるべきだというスタンスです、長崎市、長崎県は何もしないということです。一方で、前者の方の、国家補償と被爆二世の適用を明記した被爆者援護法の改正を、国に働きかけるかということ、働きかけない。要望しないわけです。原爆放射線の遺伝的影響があるということが明らかになっていないという理由で、市も県も国に対しては要望しないという姿勢です。今回、国が被爆二世健康記録簿というのを国の予算で47都道府県、長崎市、広島市が発行できるようにしたわけです。ただ、それも健康管理に役立てるための、いわゆる手帳なんですけど、医療などの法的援護につながるものではないわけですから、とにかく法的援護を長崎市や長崎県に対して、これを機会に要望するようにと求めたわけです。しかも、私の周りでも被爆二世で、ガンになって抗ガン剤治療をしている人たちがいるわけですから、もう被爆二世への援護も喫緊の課題だと要望するわけですが、いまだに国に対して要望しない状況になっています。国は国で先ほどから話してますように、遺伝的影響があるということが証明されていないので、施策はしないという立場を、この間一貫してとっている状況です。「齟齬」といえるかどうか分かりませんが、今の長崎市、長崎県の実態、それから国の実態、被爆二世に対する対応は、そういった状況にあります。コンペルさん、それで回答になってますでしょうか。

それから長崎市、長崎県に独自の施策をと求めているのは、一つは生活と健康についての実態調査、二世・三世に対する。それから健康診断の充実ということで、ガン検診の追加。それから医療の措置、これは再検査及び治療にかかる費用の負担を求めています。それから被爆二世健康手帳（仮称）の発行、これは今回、記録簿が発行されることで、一応、長年の要求が実現したことにはなります。それと、健康診断の被爆三世への実施です。

木永勝也：コンペルさんから「ありがとうございます」といった応答がきています。

崎山昇：オンラインで追加質問があります。

木永勝也：追加で。

崎山昇：「市と県の中でも推進派、慎重派というのはありますでしょうか」というご質問ですが、推進派がいるというのは聞いたことがありません。

### 被爆の影響の有無をめぐって

木永勝也：何か会場でありますか。なければ、すみません、司会進行しながらですが、質問を。

私は大体、崎山さんと似たような年齢で、私自身は被爆二世ではないのですが、知人もそうですが、高校生ぐらいのときに白血病で知人を亡くす経験をしています。そうすると、被爆二世にそういう遺伝的な影響とか健康上の影響があるのではと考えて、影響があるとすれば、それが被爆二世の人を差別する根拠になってしまうという厄介な問題が、実は被爆二世の問題についてあるのではないかと思うんです。

デリケートな問題かもしれないけども、韓国の被爆二世の人って、はっきりと影響があると断言しますよね。被爆二世への影響は可能性の問題としては議論していいのだけれども、どこまで遺伝的影響があるのかどうかについて、どういうふうに受け止めたらいいいのか悩ましいところなので、何かお考えがあればお聞かせいただきたいところです。

もう一つの背景をいうと、低線量被ばくの問題があるためです。劣化ウラン弾の被害者支援が2000年代の初めから問題になったときに、低線量被ばくの影響について医療的なことは引き受けきれなかったことがありました。相変わらず劣化ウラン弾の被害者の問題について、医学的な面では、あまりどこも支援はしてない現状にあるように思っています<sup>4</sup>。内部被ばくや低線量被ばく問題は福島の問題とも絡むし、グローバルヒバクシャの問題とも絡む。そういう被爆の影響について、ある、なしの問題を決めなければいけないのか、どれほどの意味があるのか、崎山さんのお考えをお聞きしたかったんです。

崎山昇：被爆二世に対する原爆放射線の遺伝的影響については、私たちは否定できない、あるいは可能性があるという見方をしています。必ずしもすべての二世が、例えばガンになったり、病気になるわけではないわけです。それは、確率的な問題かもしれません。大事なことは、すべての二世が原爆放射線の遺伝的影響によって、病気になるわけではなくて、その可能性があるということです。その可能性があるという状態にしたのは誰の責任かということをお私に思うわけです。それは、先ほども言ったように、原爆被爆者や二世・三世というのは、過去に日本が戦争をしたために存在しているわけで、その責任をきちっと取らせなければ、また同じ過ちを繰り返すと思うわけです。

私は、原爆、核の被害者だと自覚をした人たちが、二世もすべてがそういう考えを持っているわけではないわけですから、そういう自覚をした人たちが、国に対して責任を果たさせる、それが私は援護法の適用だと思っているわけです。先ほどの最高裁判決にありましたが、過去の戦争の遂行主体であった日本政府がその責任から救済をするという立場でつくられた法律なので、それに基づいた救済をしていくことを求めていると思うわけです。

これも言いましたが、被爆二世だということで例えば結婚差別があったり、なかには会社を辞めさせられた、就職差別まで遭ってる人たちが現実にいるわけです。しかし、被爆者の人たちだってそういう差別を受けてきて、それを克服しながら、それを乗り越えて、被爆者援護法など、被爆者に対する援護

<sup>4</sup> , 小出裕章、振津かつみほか『劣化ウラン弾』(岩波ブックレット、2013年)を参照。



を勝ち取ってきた。十分とはいええないかもしれないが勝ち取ってきた。そのことによって自分が被爆者だということを明らかにして、この社会の中で生きていける、そういうものを自分たちでつくってきたと思うんです。だから、私たちは二世として、自分が二世だということを社会に明らかにして、差別を乗り越えて、胸を張って生きていけるような、そういったきちっとした国の施策をつくらせたいと考えています。すみません、答えになりましたでしょうか。

木永勝也：ありがとうございます。他、会場の皆さん、それからオンラインの皆さま、何かご質問等ありますでしょうか。

### 健康記録簿の普及

田中安次郎：安保法裁判、長崎地裁で安保法裁判がございましたが、あそこで朝長先生が二世にも影響ありますよとってらっしゃいます。それで、二世をもっと社会的に確立する一つの方法としての手帳（健康記録簿）が、市から出ました、あの手帳の普及率というのは、どのくらいあるのですか。

崎山昇：まだ始まったところで、6月1日から健康記録簿は配布が始まっていますので、これからだと思います。私たちが被爆二世の会相談窓口とか、電話相談窓口も開設していますが、そういったところに相談があった場合には、とにかく二世健診を受けて、そして健康記録簿をもらって、活用してほしいと言っています。今回は初めて国の予算で、先ほど言ったように都道府県とか広島市、長崎市が発行できるようになったので、これを機会に、二世健診の受診者が増えてくれることを、私は期待しています。ですから、ぜひ受けてください、記録簿を活用してくださいと話をするわけです。

二世健診を受ける人たちは、今、長崎で4000人前後ですが、それだけ健康不安を持っているということです。だから、二世健診を受ける、健康に不安を持っている二世たちが多い、だからこそ二世への援護対策が必要だということを私は国に対して、さらに強く要望できる根拠にしていきたいと思っています。

田中安次郎：ありがとうございます。私たち被爆者が高齢化していく中で、被爆二世が原水爆禁止運動の先頭に立ってほしいんですね。被爆者が、今12万7000人、平均年齢が83.94歳、年間9000人亡くなっている。被爆者がいなくなるのは目に見えているんです。次の活動を被爆二世の方が、一生懸命されている、これからも頑張っていていてもらいたいと思っています。

崎山昇：こちらこそ、本当にありがとうございます。原爆被爆者の皆さんたちは、当然、原爆の被害者だということを自覚されていると思いますが、私たち二世自身も原爆の影響を受けている原爆の被害者である自覚を持って、被爆者の皆さんの体験の継承もあるでしょうし、私たちも健康不安に苦しんだり、健康被害に苦しんだり、そういうことも経験してきたし、そういった人たちを周りで見ているわけですから、そういった私たち自身の体験も踏まえて、訴えることによって核廃絶を目指していきたいと思っています。ぜひ、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

木永勝也：その他、何かありますでしょうか。

関口達夫：もう一度、よろしいでしょうか。

木永勝也：はい、どうぞ。

関口達夫：先ほど、崎山さんがおっしゃっていた健康不安や遺伝的な影響があるんじゃないかと、あ

るいは自分の、崎山さんのご自身の体験ですけど、自分の病気が親が被爆したからではないかと不安を抱く、そのこと自体が核兵器による被害だと私は思うんです。そういう心理的な影響を与える。中には結婚の差別を受けた方も知っていますが、そういう社会的な差別を含めて影響を与えること自体が核兵器の持つ被害だと思うんです。それは何に起因するかというと、日本の戦争があって、その経過で投下された原爆によってもたらされたものでありますから、当然、これに対する、日本政府はそれに対して補償をしていく必要があるだろうと思うんです。

被爆者が、被爆者運動をこれだけ活発に展開できたということは、援護法があって、被爆者手帳によって被爆者という社会的に認知された証明書のようなものを持っていることは被爆者運動をする上で非常に大きな支えになったと思うんです。そういう意味で、政府が認めていませんけれども、二世にもそういう被害が出ているわけですから、援護法の中で位置付けて手帳をえることによって、この被爆二世の運動が大きく進展していくと思うんです。そういう意味で、そういう方向を日本政府は目指すべきだろうと思います。

崎山昇：関口さん、ありがとうございます。私たちは、日本政府にそういった責任を取らせるように、私たち被爆二世を被爆者援護法に 5 号被爆者として位置付けて援護対策を講じるように、引き続き求めていきたいと思っています。ぜひ、今後ともご支援とご協力をお願いいたします。

木永勝也：最後に、支援と決意表明でお話しいただいた感じですね。時間が来ました。すみません、本日、ご講演をいただいた崎山さんに、オンラインの方は手拍子の応答で、会場の方は拍手をお願いいたします。

崎山昇：どうもありがとうございました。私たちの活動を皆さんに知っていただく機会をつくっていただいて、本当にありがたいと思っています。主催者の皆さん、今日はどうもありがとうございました。皆さん、どうもありがとうございました。

木永勝也：それではこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 【附記】(木永 勝也)

講演開催の趣旨は上菌恒太郎所長の挨拶に述べてあるが、被爆二世をめぐる諸問題に関する研究が少ないことも、本講演を長崎平和文化研究所として開催した理由の一つである。原爆被害や被爆者問題、被爆者運動史などで被爆二世に言及されることは多いが、被爆二世問題をテーマにしたものは少ない現状にある。CiNii Research で「被爆二世」をキーワードに検索しても 35 件程度 (2022 年 2 月 1 日時点) である。

大石ほか「被爆二世の健康に関する考えの実態 (第 60 回原子爆弾後障害研究会特集号)」『広島医学』73 巻 4 号 (2020 年 4 月) など『広島医学』に掲載された論文や、「原爆被爆者の放射線による健康後影響 (特集 第 53 回原子爆弾後障害研究会講演集)」『長崎医学会雑誌』87 特集号 (2012 年 9 月) など、学術的な研究では、健康影響などに関する医学的研究 (疫学調査報告) がある程度である。第 4 号被爆者と位置づけられている「胎内被爆者」を加えても、生活史を含め、社会的な調査研究は少ない。

講演のなかで崎山氏が紹介しているように、被爆二世の組織が初めて誕生するのは 1973 年に広島だが、

その少し前、1960年代後半の時期から「被爆二世」ということばも使用されはじめる。1968年に白血病で7歳で死去した名越史樹の闘病中の動向が報道されるなか、1966年7月に山口勇子（絵本『おこりじぞう』など児童作家）や佐久間澄（広島大学教授）らが中心となり、被爆者団体や教職員組合などが参加して「胎内被爆者・被爆二世を守る会」が結成された頃からである。同会編集『広島はたたかう』第1集（1966年）・第2集（1967年）が刊行され、また、広島記者団被爆二世刊行委員会編『被爆二世：その語られなかった日々と明日』（時事通信社、1972年）などあいついで刊行されている。当時は、被爆者の子であるという被爆者との関係からの関心であり、被爆「二世」に焦点があたる、課題化されるということではなかったと考えられる。放射線による遺伝的影響が知られていなかったなか、被爆二世の白血病の死亡者が相次いだことから、被爆二世問題が報道でもとりあげられ広く知られるようになったが、その後、マスコミによる報道はほとんどなくなっていく（以上、後掲の中村尚樹氏著を参照）。

参考文献案内を兼ねて記載しておく、当事者や運動団体のものとしては、崎山氏が紹介している、全国被爆二世団体連絡協議会・原水爆禁止日本国民会議の手になる『第五の被爆者』（2008年）『第五の被爆者 2』（2019年）、『被爆二世の問いかけ～再びヒバクシャをつくらないために』（新泉社、2001年）がある。長崎については、長崎県被爆二世の会の編集・発行『長崎の被爆二世～援護と核廃絶をめざして』（2017年）がある。また目録上の確認ではあるが、広島県教職員組合、広島県教職員組合被爆二世の会編『被爆二世として生きる』（広島平和教育研究所、1995年）や全国被爆二世教職員の会編『被爆二世：核と被爆問題を考える』（日本教職員組合、2004年）がある。

また、当事者の回想・伝記などもいくつか出されており、長崎関係では、田賀農謙龍『高校生平和大使に至る道 被爆二世平野伸人の半生』（長崎新聞社、2021年）が最近、刊行されている。

ジャーナリストなど当事者以外によるものとしては、近年では中村尚樹『「被爆二世」を生きる』（中公新書ラクレ、2010年）がある程度である。これも戦後65年時点の著作であり、被爆二世の存在が長く意識化されてこなかった証左であろう。戦後70年の翌年、2016年から被爆二世に対して、日本原水爆被害者団体協議会が調査を実施した。その調査が2021年11月に、「全国被爆二世実態調査報告書」としてまとめられ、今後、被団協でもとりくみが本格化していくだろう。被爆二世問題は、まだこれからといえる現状にあるかもしれない。

## 【講演資料】

2021. 8. 7 都市の記憶XI

### 将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざして

#### － 被爆二世運動の意義と展望 －

全国被爆二世団体連絡協議会 会長 崎山昇

はじめに 全国被爆二世団体連絡協議会（全国被爆二世協）の目的

原爆被爆者の体験を継承し被爆者および被爆二世・三世の人権を確立し、生命と健康を守り、あわせて核被害をなくし、核廃絶と完全軍縮を実現する運動を行うことを目的とする（規約第3条）。 1988年12月21日発足。19団体参加。

#### 1 被爆者の分類・定義（援護法第1条）

①原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内（原爆被爆地域内）に在った者（直接被爆者）（1号被爆者）

②原子爆弾が投下された時から政令で定める期間内（2週間以内）に前号で規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者（入市被爆者）（2号被爆者）

③前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者（死体の処理及び救援にあたった者等）（3号被爆者）

④前三号に掲げる者が該当各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者（胎内被爆者）（4号被爆者）

#### 2 国家補償に基づく被爆者援護法要求

被爆者は国家補償に基づく被爆者援護法を求め続けている。被爆者は、①原爆症の根治療法を確立すること、②国の責任で医療と生活の保障をすること、③原爆で親や兄弟や子どもを亡くした人に原爆の被害者として国が補償すること、④国があつた戦争を反省し、国の努力で原水爆のない世界を保証すること、この4つの要求を国家補償に基づく被爆者援護法によって実現しようと決意した。しかし、今の被爆者援護法は国家補償に基づく法とはなっていない。

#### 3 被爆者援護法の立法趣旨 — 国家補償的配慮 —

1957年4月、原爆医療法施行。1968年9月、原爆特別措置法施行。

1978年3月、韓国人被爆者孫振斗（ソン・ジンドウ）原爆手帳裁判の最高裁判決。

原爆医療法は、・・・原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊な戦争被害について戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するものであり、その点で実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。

1995年7月、被爆者援護法施行。2017年12月、最高裁が被爆者援護法に対して同趣旨の判断を示した。原爆医療法の立法趣旨は被爆者援護法に受け継がれている。

#### 4 原爆被爆者対策基本問題懇談会答申（1980年12月）

##### － 特別の社会保障→広い意味における国家補償、科学的・合理的根拠 －

- ・国民が、・何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民が等しく受忍しなければならない。
- ・原爆被爆者の犠牲は、・「特別の犠牲」であることを考えれば、・広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切妥当な措置対策を講ずべきものと考える。・結果責任として、戦争被害に相応する「相当の補償」を認めるべきだという趣旨である。それは国の完全な賠償責任を認める趣旨ではないことを注意する必要がある。
- ・原爆被爆者に対する対策は、結局は、国民の租税負担によって賄われることになるのであるが、・国民的合意を得ることのできる公正妥当な範囲にとどまらなければならないであろう。
- ・被爆地域の是正は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである。
- ・国としては、それ相応の配慮をしてきたものといつてよいであろう。

#### 5 私の両親のこと、そして被爆二世が置かれた状況

（1）私の両親とも長崎の被爆者　－　父は、1931年生まれ、13歳の時に爆心地から4km長崎市内で被爆した直接被爆者、1号被爆者であり、伯父を捜した入市被爆者、2号被爆者だった。長い間椎間板ヘルニアや肺気腫に苦しみ、2000年7月呼吸不全のため69歳で亡くなった。母は、1934年生まれ、10歳の時に7km離れた時津町で被爆した3号被爆者だった。脳が真っ白で認知症に苦しみ、2016年8月膵臓ガンで亡くなった。81歳だった。

（2）私たち被爆二世は、被爆者であるが故の親の苦しみを見てきた。そして、自らが原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核の被害者である。被爆二世問題を抱えている。①健康に対する不安を抱えていたり、ガンなど健康被害に苦しんでいる被爆二世がいる。母は膵臓ガンでなくなったが、私も膵臓に嚢胞があり、半年に1回のMRI、2か月に1回の血液検査は欠かせない。また、②被爆者の子という社会生活上の立場から、十分な教育を受けられなかった、経済的に困難な生活を強いられた、「病気と貧困の悪循環」の中で生きてきた被爆二世もいる。そして、③結婚差別や就職差別など社会的偏見や差別に苦しんでいる被爆二世もいる。

被爆者は、被爆者援護法において、1号被爆者から4号被爆者まで分類定義されている。被爆二世は援護法上の定義がない。そのことは、法的援護がないことを示している。

#### 6 被爆二世とは

「原爆被爆二世健康診断」の「実施要領」によれば以下のとおりである。

① 両親またはそのどちらかが原爆被爆者であること。　② ①の原爆被爆者が長崎被爆の場合、1946年6月4日以降出生した者であること。広島被爆の場合、6月1日以降出生した者であること。

#### 7 全国被爆二世協の取り組み　－　将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざす

被爆二世は原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核（原爆）の被害者であると、被爆二・三世を5号被爆者と位置づけ、国家補償を明記した援護法の適用を求めて、37万筆を超える「原爆被爆二世の援護を求める署名」を提出するなど国（厚生労働省）と交渉を行ったり、国会への働きかけを行ってきたが、未だに実現していない。

被爆70年以降、被爆二世自らが核被害者であることを自覚し、放射線の次世代への影響こそが核による人権侵害の最たるものの一つであることを、自らの体験を踏まえて訴え、被爆者が高齢化していく中で、被爆二世が原水禁運動の先頭

に立ち、将来世代を含む核被害者の人権確立と原発を含む核廃絶をめざすことが、被爆二世の使命であり、責務であるという自覚をもって取り組むに至っている。

国内的には、「原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟（被爆二世集団訴訟）」を通して、被爆二世が原爆の被害者、第五の被爆者であることを認めさせ援護法の適用をめざしている。国際的には、国連で、被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶を訴え、その実現をめざしている。 → 再びヒバクシャをつくらないために、日本政府が「核の傘」から脱却し、核兵器禁止条約に署名・批准すること、核廃絶へ向けて国際社会で先頭に立つことにつながり、脱原発へとエネルギー政策を転換させる力になる。

## 8 被爆二世集団訴訟

(1) 2017年2月、広島、長崎で提訴。原告は広島28人、長崎26人。全国被爆二世協の会員が、被爆二世を代表して訴訟を起こし、この訴訟を通して、問題の所在を社会的に明らかにし、すべての被爆二世を援護の対象とする国による立法的措置の契機とすることを目的としている。すべての核被害者の人権確立につながる。

(2) 私たちは次のように主張し、被爆二世が被った長期間にわたる多大な精神的損害として、原告1人につき10万円の慰謝料を請求している。

被爆二世が遺伝的影響を受けることは否定できない。「被爆者」に被爆二世を含めず、援護の対象としていない被爆者援護法は、被爆二世の生命・健康を脅かすものであるから、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障する憲法13条に違反する。また、被爆者援護法が被爆者に対しては医療の面での援護を行い、各種手当を支給しながら、放射線の遺伝的影響が指摘される被爆二世に対しては援護も手当も与えないとする区別に合理性は認められないから「平等権」を保障する憲法14条1項に違反する。そして、国会は被爆二世を適用対象外とする被爆者援護法を制定して違憲状態を作出した以上、被爆者援護法を改正し、適用範囲を被爆二世へ拡大すべき立法義務を負っていたにもかかわらず、この義務を怠って、被爆二世に適用範囲を拡大する法改正を行ってこなかった立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用において違法である。

(求めている立法的措置)

① 被爆者援護法の趣旨が、原爆の放射線による被害という特殊の戦争被害を被った人たちに対する援護ということにある以上、国会は被爆二世を被爆者援護法に規定する援護の対象とすること、「第五の被爆者」として、被爆二世を被爆者援護法の対象と定めなければならない。

② 仮に①の立法措置をとらなくとも、国会は少なくとも次の内容の立法措置をとるべき義務を負っている。被爆二世を被爆者援護法7条に定める「健康診断」の対象者とし、その健康診断の結果、同法27条に定める「健康管理手当」の支給対象とされている疾病に該当すると診断された場合は、申請により同法2条に定める健康手帳を交付し、同法に基づく援護措置をとる、という立法措置である。

③ 仮に②の内容の立法措置が困難としても、最低限以下の措置が執られなければならない。被爆二世にも被爆者援護法上の健康診断を実施することを定め、その結果原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として定められた疾病に罹患しているとの認定を受けた者は、同法上の「被爆者」として同法2条に定める被爆者健康手帳を交付し、同法に基づく援護をとる、という立法措置である（これは1989年の116回国会及び1992年の123回国会で参議院において可決された法案と同内容の措置である）。

(3) 国側の主張

- ・「国民の合意を得ることが可能な程度の科学的合理性」が必要。←原爆被爆者対策基本問題懇談会答申（1980年12月11日厚生大臣へ）「・・・被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである。」



・その対策は、国民の租税負担によって賄われるのであって、国の財政事情を無視することができず、他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生じさせないようにしながら、公正妥当な範囲による措置を講ずべきものであるから、立法措置を講じるか否かの判断が国会の裁量的判断に委ねられる。

・現在の科学的知見によっても、親の原子爆弾による放射線被曝により、その子どもの疾患や障害等に対して遺伝的影響が生じることは認められていない。（遺伝的影響があることの立証責任が原告側にある。）

#### （4）私たちの主張

・「黒い雨訴訟」における広島地裁が、「被爆者援護法1条3号にいう『身体に原子爆弾の影響を受けるような事情の下にあった』とは、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったことをいうのが相当である。」と判示。

・それを踏まえ、「地理的な範囲において原爆による放射線被害の可能性が考えられる第一種健康診断特例区域に居た人たちに対し、健康診断特例措置により援護法による援護がなされるのであれば、少なくとも、放射線被害の遺伝的影響の可能性のある被爆二世に対し同様の措置をとるべきことは明白である。この点において憲法14条違反の評価は免れない。」と主張。（上記10（2）①、②、③を要求）

・振津かつみさん（全国被爆二世協科学・医療アドバイザー）の意見書「ヒトの生殖、発生と遺伝の基礎的な知見、及び動物実験とヒトの調査における放射線の遺伝的（継世代）影響研究の結果、経緯と現状をふまえるなら、ヒトにおいて親の放射線被曝が生殖細胞を介して次世代の子どもの身体に影響を及ぼす可能性があることは明らかである。従って、被爆二世についても、親である被爆者の生殖細胞を介して原爆放射線の影響を身体に受けている可能性がある。」

・それを踏まえ、「放射線の被爆二世を含むヒトにおける遺伝的影響の可能性は明らかである。」と主張

#### （5）国側の反論

・みなし被爆者と被爆二世との間に存する事実上の差異に照らせば、国民の租税負担という限られた財源の中で行われる法律に基づく援護施策として、原爆投下当時、胎児として実在しておらず直接被曝の可能性がない者よりも、原爆投下当時、被爆地域に隣接する区域に実在し、又は胎児として存在し、直接被曝した可能性が否定できない者について、より手厚い援護をすることが、何ら合理的理由のない不当な差別的な取り扱いであるとはいえない。

・原告らの主張は、みなし被爆者と被爆二世の差異を考慮することなく、「原爆の放射線による人体への影響の可能性」という抽象的な文言により、両者の同等性を強調し、両者に同一の援護を与えるべきと主張するものであって、不当である。

（6）長崎では、6月21日に証拠調べ（原告4人の本人尋問）が行われ、7月13日、21日に被告国側からの反論の準備書面が提出された。年内か年明けに遺伝的影響に関する専門家の証人尋問が行われ、最終弁論へと向かう流れ。すべての被爆二世を援護の対象とする国の立法的措置をめざし、判決を踏まえ政治的解決をめざす取り組みが必要になる。

#### （7）広島・黒い雨控訴審判決

・争点の一つであった、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義について、「被爆者援護法が、原爆の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊な被害であることに鑑みて制定されたものであることからすれば、被爆者援護法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償の配慮が制度の根底にあることを否定することはできない。」とした上で、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下にあった者」と解するのが相当であり、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるには、その者が特定の放射線の暴露態様の下にあったこと、そし

て当該暴露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することで足りると解される。」と判示した。

- ・その上で、「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という暴露対応は、黒い雨に打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと（ただし、被曝線量を推定することは非常に困難である。）、すなわち「原爆の放射能により健康被害を生ずることを否定することができないものであったこと」が認められると、原告らが被爆者援護法1条3号に該当すると認定した。
- ・今回の判決は、1980年12月の原爆被爆者対策基本問題懇談会の答申に基づく「科学的・合理的根拠」の壁を乗り越え、特殊の戦争被害者である被爆者を広く救済しようとする、被爆者援護法の本来の立法趣旨に立った判決である。

#### (8) すべての核被害者の人権確立につながる

- ①基本懇答申の「科学的・合理的根拠」の壁を乗り越える（広く原爆被爆者や原発被害者の救済へ）。
- ②在外被爆二世（韓国・朝鮮の被爆二世など）の援護につなげる（韓国の被爆二世の会とも交流を重ねてきた）。
- ③核兵器禁止条約の被害者に被爆二世など核兵器被害者の次世代を加えることにつながる。
- ④核兵器だけではなく原発を含む核被害者の将来世代の人権確立につながる。

### 9 国連人権理事会での取り組み

2017年11月に国連人権理事会で開催された普遍的定期審査（UPR）第28会期の作業部会（参加国の人権状況を審査）で各国政府から日本政府に対して被爆二世の人権を保障するような勧告を行ってもらい取り組みを進めた。

10月に国連欧州本部訪問団を派遣し、ジュネーブで各国政府代表部へのロビー活動を行い、その成果もあって、日本政府の審査においてコスタリカとメキシコが勧告の一つとして被爆二世の問題に言及し、最終報告でも採択された。

日本政府は、2018年3月1日、2月から3月にかけて開催された第37回人権理事会に、この勧告については受け入れないとの報告を行ったが、国連人権理事会で被爆二世問題が議論されたことは初めてのことであり、画期的なことだった。

（コスタリカ）特に健康問題において、被爆二世に対する被爆者援護法の適用拡大を検討すること。

（メキシコ）福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること。

UPR 日本政府審査・勧告に対する我が国対応

○（コスタリカ）受け入れない。

被爆二世については、現在までのところ、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆二世に対する原子爆弾被爆者援護法の適用拡大を検討することは考えていない。

○（メキシコ）フォローアップすることは同意する。

我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている。また、広島及び長崎における原子爆弾の被爆者に対しては、原子爆弾被爆者援護法に基づく追加の支援を実施している。（なお、原子爆弾の被爆二世については、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆者と同様の支援を検討することは考えていない。）

### 10 核不拡散条約（NPT）再検討会議第2回準備委員会での取り組み

2018年4月23日から5月4日にかけてジュネーブ国連欧州本部で開催されたNPT再検討会議第2回準備委員会に初めて代表団を派遣した。国連軍縮事務所からNGOとしての準備委員会への参加の承諾を得て、国連関係の核軍縮の

活動の第一歩となった。

そして、「ヒロシマ・ナガサキの被爆二世の訴え（声）：核軍縮を推し進め、将来世代を含む核被害者の人権を護るために」というテーマでサイドイベントを開催するなど、被爆二世の人権保障と併せて核廃絶を訴えてきた。準備委員会の傍聴、NGOが開催するサイドイベントへの参加、NGOとの交流・意見交換、各国政府代表部との面会、国連人権高等弁務官事務所訪問などの活動を行った。

また、法律家や医者などによって「核兵器と人権法と将来世代」というサイドイベントが開催され、核兵器による継世代影響から将来世代の人権を守るためにどうするかという新しい議論が始まっていた。

## 1.1 核兵器禁止条約

（前文）核兵器の壊滅的な帰結は・・・現在と将来の世代の健康に重大な影響を与えること、・・・を認識し、・・・核兵器が現在及び将来の世代にもたらす危険及び帰結についての意識を高めることの重要性を認識し、・・・次のとおり協定した。

第1条（禁止）締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。（a）核兵器その他の核爆発装置を開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、保有し又は貯蔵すること。・・・

第6条（被害者に対する援助及び環境の回復）

1 締約国は、核兵器の使用又は実験により影響を受けた自国の管轄下にある個人について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供し、並びにこれらの者が社会的及び経済的に包容されるようにする。・・・

## 1.2 今後の取り組み

①国内的には引き続き被爆二世集団訴訟に取り組む。国会対策が必要になる。

②国際社会、国連における取り組みについては、国連人権理事会でNGOとして発言ができるように、国連協議資格の取得をめざしている（現在審査中）。また、特別報告者を招聘し、実態について調査し、日本政府に勧告を行ってもらう取り組みや、社会権規約に関する委員会で取り上げてもらう取り組み、次回UPR（2023年1月）に向けた取り組みを検討している。

③そして、2020年NPT再検討会議へ代表団を派遣し、NGO意見表明セッションにおける被爆二世としての初めての発言や、サイドイベントの開催、世界会議での分科会の開催など計画したが、会議が延期になったため代表団派遣も延期した。引き続き、2022年NPT再検討会議（2022年1月4日～28日）への代表団派遣など模索するとともに、NGOとの交流を通して信頼関係を築き今後の国際社会での活動の足がかりをつくっていききたい。

④核兵器禁止条約発効に伴い、日本政府が条約を批准し、国際社会において核廃絶の先頭に立つことをめざすとともに、援助の対象となる「被害者」に被爆二世や将来世代を含めることを求めている。（締約国会議2022年1月12日～14日）

## 1.3 世界の核被害者との連帯、次世代への継承

2018年8月、ベラルーシの「移住者の会」代表のジャンナ・フィロメンコさんと長崎でお会いした。2019年8月にはマーシャル諸島の核被害者三世とお会いした。世界には多くのヒバクシャが存在する。日本は福島原発事故を経験し、あらためて「核と人類は共存できない」ことを実感させられた。

国連での取り組みや集団訴訟は、私たち被爆二世の問題だけでなく、フクシマの被害者やチェルノブイリの被害者、そ

して世界の核被害者や次の世代の問題解決につながる。そして、再びヒバクシャをつくらないために、原発を含む核廃絶につながるものと確信している。世界の核被害者と連帯して取り組んでいきたい。

被爆二世も最高齢が75歳と、高齢化している。若い、次の世代へ運動が継承できるように頑張りたい。

#### 1.4 国際的な連帯のために

(1) 過去の戦争における植民地支配と侵略戦争に対する歴史認識（日本は過去の戦争で加害者であった、侵略戦争をしなくては原爆投下はなかった）と過去の清算が必要である。

- ・ 韓国・朝鮮人被爆者と日本人被爆者との質的違い。日本の二世への援護を実現し、韓国・朝鮮の二世への援護につなげる。
- ・ 北東アジア非核地帯構想を実現する。
- ・ 核兵器だけではなく、原爆が使用された戦争そのものに反対する。

(2) 原爆被害の教訓は「核と人類は共存できない」＝放射線の人体への影響（どんなに低線量であっても線量に応じた健康に対するリスクがある。遺伝的影響の可能性もある。）である。

- ・ 核兵器だけではなく、「核の平和利用」（原発など）も含めて再びヒバクシャをつくらないために核廃絶をめざす。
- ・ フクシマと連帯し、トリチウム汚染水の海洋放出方針の撤回をめざす。

#### 1.5 フクシマと被爆者・被爆二世が抱えている共通の課題

被爆者や被爆二世は国が起こした過去の戦争の結果、存在している。被爆者は今も国家補償に基づく被爆者援護法を求め続けている。私たち全国被爆二世協も国家補償と被爆二世への適用を明記した被爆者援護法の改正を求めている。福島原発事故も国策に基づく原子力政策の結果、事故が起き被爆者を生み出した。事故は国の責任であり、国は被爆者援護法に準じた法整備を行い、すべての被爆者（原発労働者を含む）に被爆者同様に健康手帳を発行し、生涯にわたって健康と生活の保障を行うべきであり、国家補償に基づく全般的な原発被災者の支援に進むべきである。

#### 1.6 最後に—ご理解とご支援、ご協力を

私たち全国被爆二世協の活動へのご理解とご支援、ご協力をお願いいたします。

詳しい活動の内容は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/>

**全国被爆二世協活動支援カンパにご協力を**

**（振込先）中国労働金庫 本店営業部 普通預金 6 1 9 2 5 6 5**

**全国被爆二世団体連絡協議会 会長 崎山昇**